

郡山市都市公園等に係る防犯カメラ管理運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公園緑地課及び公園指定管理者が管理する施設（以下「公園等」という。）の安全確保や治安維持等の目的で設置した防犯カメラの運用について、必要な事項を定める。

2 公園緑地課は、公園等に設置した防犯カメラの運用に際して、その設置の目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を撮影及び記録された者の個人情報保護を図らなければならない。

(防犯カメラ)

第2条 この基準において、防犯カメラとは、公園緑地課及び公園指定管理者が設置するもので、主に公園等の安全確保や治安維持を目的として、公園等の特定の場所に設置するカメラ並びに当該カメラにより撮影した映像の表示、通信及び記録のために必要な関連機器により構成される装置をいう。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、公園緑地課長をもって充てる。

3 管理責任者を補佐するために、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くものとする。

4 管理取扱者は、公園緑地課の職員をもって充てる。

(設置場所及び運用時間等)

第4条 公園緑地課は、施設の損壊や落書き等の被害が多く発生している箇所において、安全確保及び治安維持上特に必要と認められる施設を撮影及び記録（以下「撮影等」という。）するため、防犯カメラを設置するものとする。

2 防犯カメラの運用時間は、原則として終日（24時間）とする。

3 防犯カメラにより撮影等をした映像（以下「画像」という。）を保存する期限は、原則、画像を記録した日の翌日から起算して7日とする。

4 保存期限を経過した画像の消去は、新たな画像を上書きする方法により行う。

(設置期間等)

第5条 防犯カメラの設置期間は、原則として3か月間とする。ただし、目的の達成状況により、この期間を延長又は早期撤去ができるものとする。

(設置に係る措置)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの設置に際して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 撮影対象区域を設置の目的達成に必要な最小限の範囲となるように調整すること。

(2) 撮影対象区域の見やすい場所に、設置者及び防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(3) 画像の漏えいを防止するため、画像を表示する機器及び録画をする機器は、管理責任者の許可を得た者以外の操作をさせないこと。

(画像の取扱い)

第7条 画像の取扱いについては、郡山市情報公開条例（平成13年郡山市条例第44号）及び郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）に定めるところによる。

2 管理取扱者は、管理責任者の指示により必要と認められる画像の内容及び範囲を検索するものとする。

(画像の利用および提供の制限)

第8条 防犯カメラの画像及び画像から知り得た情報は、設置目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令の規定に基づく場合

(2) 捜査機関から書面により犯罪や事故の操作目的による要請を受けた場合

(3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

2 前項ただし書きの規定により画像等を提供する場合は、提供する相手方の身分を確認し、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

(守秘義務)

第9条 管理責任者及び管理取扱者は、防犯カメラの運用に係る業務の際に知り得た画像の情報を、他に漏らしてはならない。

(苦情処理)

第10条 管理責任者は、防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第11条 この基準に定めのない事項については、管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。